

公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表

令和8年9月1日
大仙市告示第198号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条第1項及び第5項の規定による発注の見通しに関する事項の公表並びに令第7条第1項から第3項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を公衆の閲覧に供することにより行うこととしたので、令第5条第3項（令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

公共工事の発注の見通しに関する事項等の公表（令和6年大仙市告示第153号）は廃止する。

1 閲覧の方法

令第5条第1項及び第5項並びに令第7条第1項から第3項までに規定する事項の公衆の閲覧は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

2 適用日

この告示は、令和8年10月1日から適用するものとし、適用日前に公表されたものについては、なお従前の例による。